

<< 電子申請提出用 >> 確認票

○必要書類の確認

対象者	必要書類	チェック	
全員	① 教育・保育給付認定兼保育施設等の利用申込(データ入力)	☐	
	② 令和9年度新座市保育施設利用申込確認票(ダウンロード可)	☐	
	③ 保育の必要性の事由に応じた書類 ※兄弟姉妹同時申請の場合、1部は原本、1部はコピーで可		
	【就労】被雇用者：就労証明書(ダウンロード可) ※不規則勤務の場合は直近3か月のシフト表添付	父 ☐	母 ☐
	自営業者：就労証明書(ダウンロード可)	} ※事業主が保護者の 父母に当たる場合も含む	父 ☐
	自営の証明となるもの(直近の確定申告書の写し)		
	内職：就労証明書(ダウンロード可)	父 ☐	母 ☐
	発注等の実績を証明する書類	父 ☐	母 ☐
	【妊娠・出産】母子健康手帳(表紙・分娩予定日記載のページ)の写し		母 ☐
	【疾病・障がい】市指定の診断書(ダウンロード可)又は障がい者手帳の写し	父 ☐	母 ☐
満65歳未満の祖父母と同居している方 ※同居世帯分離の場合も同居とみなします	【介護・看護】介護・看護状況申告書(ダウンロード可)、被介護者・看護者の診断書又は障がい者手帳の写し	父 ☐	母 ☐
	【求職活動】求職活動調書兼就労誓約書(ダウンロード可)	父 ☐	母 ☐
	【就学】在学証明書又は学生証の写し、1週間の授業日数及び時間がわかる書類	父 ☐	母 ☐
	【その他】()	父 ☐	母 ☐
	満65歳未満の祖父母の③保育の必要性の事由に応じた書類	祖父 ☐	祖母 ☐
一時保育を利用している方 ※週3日以上	保育施設等在室証明書(ダウンロード可)	☐	
認可外保育施設(家庭保育室)に預けている方 ※週3日以上・有償	保育施設等在室証明書(ダウンロード可)	☐	
育児休業の延長を許容できる方 ※入園を希望の方は提出不要	育児休業延長を許容できる旨の申立書(ダウンロード可) ※申立書を提出された方は、利用調整の際にー200点し、入所の優先度を下げて選考を行っております。 空きがある場合は、内定する可能性があります。 ※ー200点の制限を解除する場合は、育児休業延長の許容に係る解除申立書の提出が必要となります。	☐	
保育士として就労又は就労予定の方 ※市内認可保育施設に1年以上就労継続を同意いただける場合	市内認可保育施設の就労(内定)証明書(ダウンロード可)・保育士証の写し 保育士就労継続同意書(ダウンロード可)	☐	
生活保護受給者の方	生活保護受給証の写し	☐	
離婚調停中又は離婚裁判中の方	証明となる書類の写し(家庭裁判所からの調停期日通知書[夫婦関係調整事件]など) ひとり親であることの申立書(ダウンロード可)	☐	
申請児童に障がいや病気等がある場合	診断書(任意の様式)又は障がい者手帳の写し	☐	
申請児童の保護者又は同居している家族が障がい者手帳を所持している場合	障がい者手帳の写し	☐	
特別支援学校幼稚園部、情緒障害児短期治療施設通所部に入所又は児童発達支援、医療型児童発達支援を利用している児童が世帯にいる場合	在園証明書(任意の様式) ※保育料の算定に影響します。	☐	

○記入内容の確認

対象者		必要書類	チェック	
①「教育・保育給付認定申請書兼保育施設利用申込書」				
全員	「令和9年度幼稚園・保育園・小規模保育施設等のご案内」を読んだ上で、すべての該当欄に回答した。		☐	
0歳児クラスへの入所を申請する方	申請児童の月齢が希望する保育施設の保育年齢（月齢）に達していることを確認した。		☐	
全員	「世帯の状況」：世帯員全員の氏名等を記入した。		☐	
	「利用を希望する施設名」：希望順位は、他の希望者と同点となった場合、影響することがあります。		☐	
全員	「利用希望時間」：希望する保育施設の利用可能時間の範囲内で利用希望時間を記入した。 ※0歳児クラスの利用可能時間は、他のクラスより短縮している施設があります。		☐	
求職要件又は疾病・障がい要件での申請の場合	「利用希望時間」：8時30分から16時30分まで（短時間）とした。		☐	
児童状況書兼健康状況申告書	必要事項をすべて記入した。		☐	
③のうち「就労証明書」				
育児短時間勤務制度を利用予定の場合	12「育児のための短時間勤務制度の利用有無」欄と併せて、6「就労時間」が記入されている。⇒記入がない場合は勤務先の記入が必要です。		☐	
育児休業中の方	育児休業が保育施設入所日の前々日以前に満了し、延長不可の場合、育児休業期間明けの加点はあります。		☐	
	初めに申請した月の翌月以降の入所保留通知は必要ですか。	☐ 必要 ☐1月分・☐2月分・☐3月分・☐4月分 ☐5月分・☐6月分・☐7月分・☐8月分 ☐9月分・☐10月分・☐11月分・☐12月分 令和10年☐1月分・☐2月分・☐3月分 ☐ 不要		
	※育児休業の延長のために、必要な場合があります。 ※始めに申請した月より前の月にチェックしたものは無効となります。 ※前月15日頃に通知を郵送します（1月分は、12月15日頃に発送）。			
保育施設に入所する前に就労開始する方	保育施設に入所するまでの申請児童の預け先はどこですか。	☐ 一時保育 ☐ 認可外保育施設 ☐ 親類・知人 ☐ その他（ ）		
電子申請に当たって				
全員	締切日までに保育課に到着している申請が有効となります。締切日以降に到着した申請については、次回の利用調整から審査の対象となります。 ※5月入所申請の締切日である4月5日までに申込書類が保育課へ届かず、4月6日に保育課へ届いた場合は、6月入所の利用調整から審査の対象となります。		☐	
	書類不備等の場合、選考対象外又は選考上、不利になる場合があります。		☐	
	選考の結果内定した場合、保護者の就労証明書の写しを内定先施設へ提供します。		☐	
	申請を受領後、マイナポータル上で受領確認や不足書類等の案内をします。		☐	
育児休業中の方	育児休業給付金の支給期間延長手続において、職場、ハローワーク等から保育施設利用申込書の写しの提出を求められる場合があります。ご自身であらかじめご用意ください。		☐	
アレルギー疾患があると判断されている人	除去食は必要ですか。		はい・いいえ	
自営業の方の事業形態	法人格のある企業の経営者本人	☐ 父・ ☐ 母	個人事業主の専従者・扶養範囲内従事者（児童から見た事業主の続柄： ） ☐ 主に居宅と同じ建物内で就労 ☐ 主に居宅と別建物内で就労	☐ 父・ ☐ 母
	法人格のある企業の役員等（配偶者・親族が経営者）	☐ 父・ ☐ 母		
	個人事業主（本人）	☐ 父・ ☐ 母		
⑦常用語が日本語以外の方は記入してください。 Please fill in if you don't speak Japanese. (Japanese-language skills. Please check in the box.)	□父 (Father)：	□読み書きできる (able to read and write) □会話ができる (able to speak)		
	Nationality: _____	□読み書き・会話ともにできない (not able to read write and speak)		
	□母 (Mother)：	□読み書きできる (able to read and write) □会話ができる (able to speak)		
	Nationality: _____	□読み書き・会話ともにできない (not able to read write and speak)		